

# 日本青年国際交流機構 主催・共催・協賛・協力・後援について

制定 平成 19 年 11 月 30 日  
改定 令和 3 年 2 月 27 日

## 1. 目的

日本青年国際交流機構(以下「IYEO」という。)が関与する催しにおける IYEO 名の付与について、その名義使用の基準及び手続きを定めることを目的とする。

## 2. 定義

- (1)「主催」とは、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。幹事会から承認された催しが該当する。
- (2)「共催」とは、IYEO を含む複数の実施主体(IYEO 以外の団体もしくは IYEO 会員)が共同でその催しを開催することをいう。主体が IYEO を含む複数であること以外には、主催と異なるものではなく、協賛、協力又は後援と比べて、その催しへの IYEO の関与度合いが強い場合をいう。
- (3)「協賛」とは、実施主体の催しについて、IYEO がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。財政負担を伴う場合がある。
- (4)「協力」とは、実施主体の催しについて、IYEO がその趣旨に賛同し、名義使用のみならず各種援助することをいう。会員向けメーリングリストやウェブサイトなどの広報、会場や WEB 会議システムの利用等を伴う場合がある。
- (5)「後援」とは、実施主体の催しについて、IYEO がその趣旨に賛同することをいう。原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

## 3. 適否基準

### (1) 主催及び共催

IYEO の活動方針に則っていることを基準とする。

### (2) 協賛、協力及び後援

実施主体が開催する博覧会、展示会、講演会、シンポジウム、セミナー、記念行事及び出版物等に関して、協賛、協力及び後援の依頼があった場合には、次の①に掲げるすべてに該当し、かつ、②に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、IYEO 事務局が個別に判断する。

#### ① 承認ができる場合

- イ) 共生社会の構築に貢献すると認められるとき。
  - ロ) 公益性があると認められるとき。
  - ハ) IYEO 会員にとって有益であると認められるとき。
- 二) IYEO の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。

#### ② 承認できない場合

- イ) 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
  - ロ) 政治・宗教活動等と認められるとき。
  - ハ) その運営方法が、公正でないと認められるとき。
- 二) その対象が極めて限定されたものと認められるとき。
- ホ) その他、IYEO の活動の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるとき。

## 4. 共催、協賛、協力及び後援の対象

共催、協賛、協力及び後援の対象となる実施主体は、内容堅実なる公共団体、公益法人、学校、登録団体、任意団体、事業実施のための実行委員会等とする。

## 5. 手続き

主催・共催・協賛・協力・後援に関する諸手続きは以下のとおりとする。

- (1) 実施主体は、実施日の原則1か月前までに、申請書に事業計画書、予算書等を添えて IYEO 事務局に提出する。
- (2) 会長は、申請から 10 日以内に承認又は不承認の決定後、承認の場合には「承認書」を交付する。
- (3) 実施主体は、事業終了後1か月以内に実績報告書・収支報告書等を IYEO 事務局に提出するとともに、適宜、IYEO の求めに応じて、事業実施報告を口頭、書面等で行う。報告についてはウェブサイトに掲載する記事を提出することを含む。